

償却資産の申告は、1月31日(水)までをお願いします！

申告期間：1月4日(木)～1月31日(水)

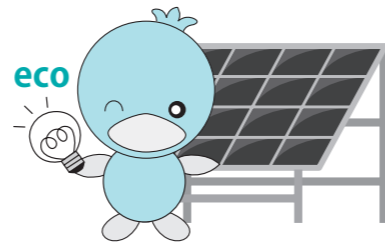
令和6年1月1日時点で美里町内に償却資産を所有しているかたは、申告書の提出をお願いします。
 なお、1月1日時点で償却資産を所有していない場合でも、美里町内で事業を行っているかたは、償却資産がない旨の申告をお願いします。

償却資産とは…

個人や法人で工場や商店などを営んでいるかたが所有している、事業のために用いることができる機械、備品など（土地・家屋を除く）です。なお、近年設置されている太陽光発電設備も含まれます。

太陽光パネルを設置して売電する場合は申告が必要です

土地や家屋の屋根などに、発電出力10kW以上の太陽光パネルを設置して売電する場合は、原則売電事業となり償却資産の申告が必要です。
 ただし、家屋に一体の建材（屋根材など）として設置する場合、固定資産税（家屋）として課税されるため、申告の必要はありません。



▶所有者および発電規模別の課税区分

| 所有者 | 10kW以上の太陽光発電設備 | 10kW未満の太陽光発電設備 |
|-----------|---|-------------------------------------|
| 個人 | 経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して売電する場合は、売電事業用の資産となり課税の対象です。 | 売電事業用の資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外です。 |
| 個人（個人事業主） | 店舗やアパート、工場などを営む個人事業主のかたが、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電の有無にかかわらず事業用の資産として課税の対象です。 | |
| 法人 | 事業の用に供している資産として、売電の有無にかかわらず課税の対象です。 | |

▶再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

次の条件をすべて満たす設備については、課税標準の特例の適用を受けることができます。

《特例内容》

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準額が軽減されます。

《特例の適用を受けるための条件》

※提出書類については、資産税係までお問い合わせください。

| 対象設備 | 再生可能エネルギー事業者支援事業補助を受けて取得された自家消費型太陽光発電設備 | |
|------|---|---------------------|
| 発電出力 | 1,000kW未満 | 1,000kW以上 |
| 取得時期 | 平成30年4月1日～令和6年3月31日 | 平成30年4月1日～令和6年3月31日 |
| 特例割合 | 最初の3年度分の課税標準額が3分の2 | 最初の3年度分の課税標準額が4分の3 |

※前年度に申告されたかたには、12月中に申告書を送付しました。初めて申告する場合など、お手元に申告書がない場合はご連絡ください。
 なお、申告書は町ホームページからダウンロードできます。



町ホームページ
QRコード

問合せ＝税務課 資産税係 ☎76-5131

消費生活相談 Q & A

電気ストーブの使用による火災
に注意



【事例1】

セラミックヒーターを延長コードにつないで使用していた。延長コードへの差込口が熱で溶け発火した跡があった。

【事例2】

古いオイルヒーターのスイッチを入れたまま外出し、帰宅後に黒煙が出ていることに気付いた。本体一部が溶け、床は焦げていた。

【事例3】

オイルヒーターが、使用中はコンセントの差込口が熱くなり、電源を切った後には本体から変な音が聞こえてきて心配になる。

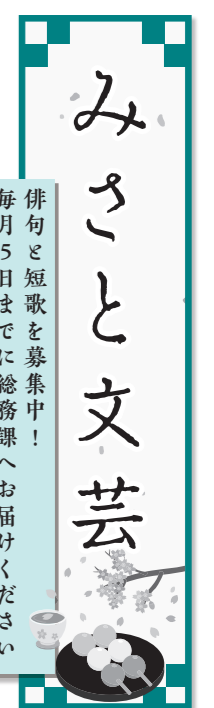
冬季になると、多くの家庭でストーブが活躍します。しかし、使用には注意が必要です。消防庁の集計によれば令和3年中の発火源別死者数の内訳では、たばこに次いでストーブが2位でした。更にストーブの種類に着目すると、灯油ストーブと電気ストーブ類（オイルヒーター、セラミックヒーター、ハロゲンヒーターを含む）が約半数ずつの割合でした。実際に裸火を扱う灯油ストーブと違い、電気ストーブ類は事故につながりにくいと考えがちですが、誤った使用方法により火災を引き起こす可能性があります。

【消費者へのアドバイス】

- ・正しい使用方法と安全対策を知りましょう。現在、様々な種類の電気ストーブが販売されています。種類によっても安全対策は異なる場合があるので、製品の取扱説明書をよく読み、正しく使用してください。
- ・設置場所に注意しましょう。ストーブは平らで安定した場所に設置し、周囲に布団やカーテンなどの可燃物がないことを確認してください。
- ・延長コードは使わないようにしましょう。多くの電気ストーブは消費電力が大きく高温になる危険性があるため延長コードの使用が禁止されています。延長コードは使用せず直接コンセントに差し込み使用しましょう。
- ・こまめに電源を切りましょう。外出時や部屋から離れる場合は必ず電源を切りましょう。長期間使用しない時は、電源プラグをコンセントから抜いてください。
- ・定期的な点検と清掃を行いましょう。取扱説明書をよく読み、定期的に点検と清掃をしましょう。音や、臭いなどの異常があればすぐにメーカーや販売店に相談しましょう。

困ったときの相談窓口は…

消費者ホットライン
☎188（188に話かけると覚えてください）
 埼玉県消費生活支援センター熊谷
☎048・524・0999
 役場「消費者相談窓口」
☎76・5133（農林商工課内）



俳句と短歌を募集集中！
毎月5日までに総務課へお届けください

短歌

優秀というべきかこの体組計今朝確実に齡重ねる

丸山 好子

手入れなど怠りしまま裏庭に祖父が植えたる山茶花淡く

清水ミヨ子

やっと来た紋付き付けた冬の鳥熱い夏越え日本の冬へ

原 武久

満月や優しい光にさそわれて歩きたくなる散歩道かな

小林カツ子

文化祭賑わいありて作品を展示整え町民の笑顔

福島恵美子

甥や姪新年集いて丈くらべ大人の身長ひよいと越えたる

原田 淳子

彩ついた銀杏のミューズ不思議やな万年前は河床という

有馬 康博

薄霜にかかる葉やさい甘味まし湯気立つ鍋にゆずの二かけ

有馬 千代

俳句

古民家のいまさかりなる花八ツ手

飯尾 君江

俳句・短歌の投稿には、住所・氏名・連絡先・ふりがな等を必ず明記してください。